課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	1　土地改良換地等強化事業	熊本県土地改良事業団体連合会が実施する次の事業に必要な経費 1　受益農地管理強化対策 2　研修・人材育成（換地等技術向上研修）	交付決定の日から3月31日まで	熊本県土地改良事業団体連合会	当該各号の事業に要する経費の100分の100以内	1　補助金交付決定額の変更 2　事業細目ごとの補助金額の30%を超える流用	無	要	［遂行状況報告］ 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	［遂行状況報告］ 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から20日以内
	2　農業経営高度化支援事業（農業生産基盤整備事業）	農地の基盤整備のため、市町村、土地改良区等が行う次の事業を実施するために必要な経費 （1）高度土地利用調整事業 調査・調整事業 （2）農業経営高度化促進事業	交付決定の日から3月31日まで	市町村、土地改良区等	（1） 一般地域 100分の50以内 中山間地域等 100分の55以内 機構関連農地整備 100分の62.5以内 （2） 一般地域 100分の75以内 中山間地域等 100分の77.5以内 ※中山間地域等は「過疎」「山村振興」「離島振興」「半島振興」「特定農山村」の5法指定地域及び急傾斜畑地帯で実施する事業	1　経費の配分 高度土地利用調整事業及び農業経営高度化促進事業における対象事業地区間の経費の額の流用 2　事業の内容の変更 高度土地利用調整事業及び農業経営高度化促進事業における対象事業地区の新設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から20日以内

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	3　団体営農地等災害復旧事業費	1　市町村、土地改良区が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づいて実施する次の事業に必要な経費 (1)　農地災害復旧事業 (2)　農業用施設災害復旧事業 (3)　海岸保全施設等災害復旧事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区	当該各号の事業に要する経費 1　補助率 (1)基本補助率 農地100分の50 施設100分の65 (2)基本補助率の嵩上げ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条第3項による(1)の補助率の嵩上げ (3)激甚法による嵩上げ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく(2)の補助率の嵩上げ	1　工事費の増減が300万を超え、かつ、変更前の額の30%(その額が1,000万円を超える場合は1,000万円を超える変更 2　主要な工事の形状、寸法、材質又は位置の変更 3　工種の変更 4　農地の面積の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月以内 概算払いを受けた場合は4月30日
		2　市町村、土地改良区が農地農業用施設、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱に基づいて実施する次の事業に必要な査定設計委託の経費 (1)農地災害復旧事業 (2)農業用施設災害復旧事業 (3)海岸保全施設等災害復旧事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区	100分の50以内		無	否	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月以内 概算払いを受けた場合は 4月30日
		3　市町村、土地改良区が農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林水産省農村振興局長通知）に基づき実施する農地等災害復旧事業として採択された箇所に関連の施設を施工することによって再度災害を防止するために必要な経費 (1)農業用施設災害関連事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区	1　基本補助率 100分の50 2　激甚法による嵩上げ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき算定された補助率。	1　工事費の増減が300万を超え、かつ、変更前の額の30%（その額が1,000万円を超える場合は1,000万円を超える変更 2　主要な工事の形状、寸法、材質又は位置の変更	無	否	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月以内 概算払いを受けた場合は 4月30日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	4　県管理土地改良施設等総合マネジメント事業	1　かんがい用ダム等管理事業 県が所有し、管理委託協定に基づき土地改良区が行う、かんがい用ダム及び頭首工の維持管理に必要な経費	4月1日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 土地改良区	100分の30以内	補助対象経費の変更	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　農業用ため池管理保全事業（単県） 防災重点農業用ため池以外のため池について、管理状況を把握するための基礎データ整備を行うための現地調査に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県ため池協議会	100分の50以内	補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		3　農業用ため池管理保全事業（補助） 市町村、土地改良区が農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官通知）に基づき実施する次の事業に必要な経費 （1）ため池の保全・避難対策事業	交付決定の日から3月31日まで	市町村	定額助成 100分の100	1　工事費の30%を超える経費の額の増減 2　事業量の増減 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成31年3月29日付け30農振第3278号）	無	否	［遂行状況報告］ 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	［遂行状況報告］ 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から1ヶ月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	1　集落基盤整備型 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100分の64以内 中山間地域等 100分の69以内 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　交付対象事業者毎の補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　農地防災型 (1)農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費 ・ため池整備事業 ・用排水施設等整備事業 ・地域防災機能増進事業 ・水質保全対策事業 ・防災重点農業用ため池緊急整備事業 (2)農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費 ・ため池整備事業 ・用排水施設等整備事業 ・湛水防除事業 ・土地改良施設豪雨対策事業 ・土地改良施設耐震対策事業 ・水質保全対策事業			定率助成 大規模事業 100分の74以内 小規模事業 一般地域 100分の71以内 中山間地域等 100分の76以内 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　地区相互の間接補助金の額の流用 3　工種別の事業量の30%を超える増減 4　工種の新設、変更又は廃止				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	(3)農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・特定農業用管水路等特別対策事業 ・農業用施設等災害管理対策事業 ・農村防災施設整備事業 (4)農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・農村地域環境保全整備事業（特定農業用管水路等特別対策事業） ・農村災害対策整備事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100分の68以内 中山間地域等 100分の73以内 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　地区相互の間接補助金の額の流用 3　工種別の事業量の30%を超える増減 4　工種の新設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(5)農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・農業用河川工作物等応急対策事業 (6)農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・農業用河川工作物等応急対策事業			定率助成 大規模事業 一般地域 100分の92以内 中山間地域等 100分の97以内 小規模事業 一般地域 100分の82以内 中山間地域等 100分の87以内 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	(7)農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する事業に必要な経費 ・農業水利施設危機管理対策事業	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100分の50以内 中山間地域等 ※1 100分の55以内 定額助成 ※2 100分の100 ※1中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう ※2農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備に係るもの	1　事業主体の変更 2　地区相互の間接補助金の額の流用 3　工種別の事業量の30%を超える増減 4　工種の新設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		(8)農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号)に基づいて実施する以下の事業に必要な経費 ・ため池緊急防災環境整備事業			定額助成 100分の100 ※監視・管理体制の強化、緊急的な防災対策及び地域防災上のリスク除去によるもの					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	3　農業基盤整備促進型 (1)農業基盤整備促進事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2089号)に基づいて実施する事業に必要な経費 (2)農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号)に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100分の64以内 中山間地域等 100分の69以内 定額助成 100分の100 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　地区相互の間接補助金の額の流用 3　工種別の事業量の30%を超える増減 4　工種の新設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		4　農地耕作条件改善型 農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号)に基づいて実施する事業に必要な経費			定率助成 一般地域 100分の64以内 ［71］ 中山間地域等 100分の69以内 ［76］ 定額助成 100分の100 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう ［ ］書は流域治水対策に適用する。	1　交付対象事業者の名称の変更 2　計画相互間の経費の額の流用 3　地域内農地集積型から高収益作物転換型への事業の変更				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	5　農業水路等長寿命化・防災減災型 (1)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）第２の１の長寿命化対策に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100 分の 64 以内 中山間地域等 100 分の 73 以内 定額助成 ※2 100 分の 100 ※1 中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう ※2「機能保全計画策定等」又は「実施計画策定」によるもの	1　事業主体の変更 2　交付対象事業者毎の補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日
		(2)農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2711 号）第２の２の防災減災対策に基づいて実施する事業に必要な経費			定率助成 一般地域 100 分の 71 以内 中山間地域等 100 分の 76 以内 定率助成 ※2 大規模事業 一般地域 100 分の 92 以内 中山間地域等 100 分の 97 以内 小規模事業 一般地域 100 分の 82 以内 中山間地域等 100 分の 87 以内 定額助成 100 分の 100 ※1 中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう ※2「農業用河川工作物応急対策」によるもの					

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	6　水利施設等保全高度化型 水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号）に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 一般地域 100分の64以内 中山間地域等 100分の69以内 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　地区相互の間接補助金の額の流用 3　工種別の事業量の30%を超える増減 4　工種の新設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		7　農業水利施設保全合理化型 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）に基づいて実施する事業に必要な経費			定率助成 一般地域 100分の64以内 中山間地域等 100分の69以内 定額助成 100分の100 ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　交付対象事業者毎の補助金額の変更				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	8　道整備型 地方創生道整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け28農振第150号）に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	定率助成 100分の64以内	1　補助事業等に要する経費の配分の変更 2　補助事業等の内容の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	9　土地改良施設ＰＣＢ廃棄物処理促進対策型土地改良施設ＰＣＢ廃棄物処理促進対策事業実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2326 号）に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 100 分の 50 以内	1　補助事業等に要する経費の配分の変更 2　補助事業等の内容の変更 3　補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日
		10　中山間地域所得向上支援型 中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成 28 年 10 月 11 日付け 28 農振第 1336 号）に基づいて実施する以下の事業に必要な経費 ・高生産性農業用機械施設			定率助成 100 分の 45 以内	1　事業主体の変更 2　事業の新設、中止又は廃止 3　事業費と附帯事務費の経費の相互間におけるそれぞれの経費の増減				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	5　団体営農業農村整備事業費	11　農地整備型 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）に基づいて実施する事業に必要な経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村、土地改良区等	定率助成 100分の64以内	1　事業主体の変更 2　交付対象事業者毎の補助金額の変更	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		12　農村整備型 農村整備事業実施要綱（令和3年4月1日付け農林水産事務次官依命通知）に基づいて実施する事業に必要な経費			定率助成 100分の64以内	1　事業主体の変更 2　交付対象事業者毎の補助金額の変更				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	6　土地改良施設突発事故復旧・防止事業	1　団体営土地改良施設突発事故復旧事業 土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2308 号）に基づいて実施する事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、土地改良区等	一般地域 100 分の 71 以内 中山間地域等 100 分の 76 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者 : 10 分の 10 以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費のうち、一般地域においては 100 分の 71 以内、中山間地域等においては 100 分の 76 以内を限度とする ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　地区相互の間接補助金の額の流用 3　工種別の事業量の 30%を超える増減 4　工種の新設、変更又は廃止	有	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から 1 か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	6　土地改良施設突発事故復旧・防止事業	2　基幹・水利施設復旧事業 3　地域水利施設復旧事業 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号）に基づいて実施する事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、土地改良区等	一般地域 100分の64以内 中山間地域等 100分の69以内 ※基幹水利施設保全型においては一律100分の64以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費のうち、一般地域においては100分の64以内、中山間地域等においては100分の69以内を限度とする。（※基幹水利施設保全型においては一律100分の64以内） ※中山間地域等 離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯をいう	1　事業主体の変更 2　交付対象事業者毎の補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	6　土地改良施設突発事故復旧・防止事業	4　単県突発事故復旧事業 市町村・土地改良区等が管理する土地改良施設の突発事故未然防止・施設の長寿命化を目的とした調査及び点検に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 市町村、土地改良区等	100分の100以内	1　補助金額の変更 2　事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	7　土地改良施設維持管理強化事業	1　土地改良施設管理指導事業 熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和７年４月１日付け６農振第２９３６号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う施設・財務管理強化対策に要する経費 1　管理運営体制強化委員会の設置運営 2　土地改良施設の診断・管理指導	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	熊本県土地改良事業団体連合会	100分の100以内	事業内容の変更	無	要	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　基幹水利施設保全管理技術向上研修 熊本県土地改良事業団体連合会が土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和７年４月１日付け６農振第２９３６号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う基幹水利施設の管理者に対し、技術の習得をさせるための現地指導等に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から３月３１日まで	熊本県土地改良事業団体連合会	100分の80以内	事業内容の変更	無	要	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		3　土地改良施設維持管理適正化事業 土地改良区等が土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和５２年４月２０日付け５２構改Ｂ第６００号農林事務次官通達）に基づいて行う土地改良施設の定期的な整備補修の事業に対する土地改良施設維持管理適正化資金の拠出金に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から3月31日まで	【補助事業者】 熊本県土地改良事業団体連合会 【事業主体】 土地改良区等	100分の30以内	事業内容の変更	無	要	[遂行状況報告] 12月31日 〔実績報告〕 事業完了時	[遂行状況報告] 1月31日 〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	8　農業経営高度化支援事業（県営中山間地域総合整備事業）	農地の基盤整備のため、市町村、土地改良区等が行う次の事業を実施するために必要な経費 (1)　高度土地利用調整事業（中山間型） 調査・調整事業 (2)　農業経営高度化促進事業（中山間型）	交付決定の日から3月31日まで	市町村、土地改良区等	(1)100分の55以内 (2)100分の77.5以内	1　経費の配分 高度土地利用調整事業及び農業経営高度化促進事業における対象事業地区間の経費の額の流用 2　事業の内容の変更 高度土地利用調整事業及び農業経営高度化促進事業における対象事業地区の新設、変更又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から20日以内
	9　中山間地域基盤整備加速化事業	中山間地域における担い手への農地集積を目的に、新たな担い手の確保、農地中間管理機構への農用地の貸し出し等に応じ、基盤整備にかかる農家負担軽減のための経費 (1)　中山間地域農地集積促進事業計画に基づき農地集積等を行う地域において基盤整備実施に係る農家負担軽減のための経費 (2)　基盤整備事業採択時点における負担割合とは異なる負担割合の国庫補助事業を活用した場合に増加する農家負担軽減のための経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	(1)2分の1以内 (2)定額	(1)事業の中止又は廃止 (2)補助金額の変更	無	要	【実績報告】 事業完了時	【実績報告】 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	10　水利施設管理強化事業	1　水利施設管理強化事業（一般型） 市町村が水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月29日付け２農振第３５３４号）に基づき実施する事業に必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 土地改良区	100分の51以内	管理強化計画の内容に変更があった場合	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　水利施設管理強化事業（連携管理保全型） 市町村が水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月29日付け２農振第３５３４号）に基づき実施する次の事業に必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （１）維持管理費 （２）整備補修費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 土地改良区	（１）100分の26以内 （２）100分の51以内	委託推進計画の内容に変更があった場合	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	10　水利施設管理強化事業	3　水利施設管理強化事業（特別型） 市町村が水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け２農振第３５３４号）に基づき実施する事業に必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業実施主体】 市町村	100 分の 75 以内	流域治水推進計画の内容に変更があった場合	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31 日のいずれか早い日
		4　水利施設管理強化事業（包括的民間委託推進型） 市町村が水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月 29 日付け２農振第３５３４号）に基づき実施する事業に必要な経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業実施主体】 土地改良区	定額助成	委託推進計画の内容に変更があった場合	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は3月31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	10　水利施設管理強化事業	5　水利施設管理強化事業（県営造成水利施設管理強化型） 土地改良区が管理する水土里ビジョンへの位置づけが確実と見込まれる県営造成の基幹的水利施設の維持管理経費を補助する場合における当該補助に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業実施主体】 土地改良区	100分の12.5以内	事業計画の内容に変更があった場合	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		6　水利施設管理強化事業（応急対策） （1）農地の湛水防除等を取り組む市町村が、災害応急用ポンプ及び付属資材を導入する土地改良区に対して経費を補助する場合における当該補助に要する経費 （2）予測し難い大雨などの不可抗力等に対応するため、熊本県土地改良事業団体連合会が災害応急用ポンプ及び付属資材を導入する場合における当該補助に要する経費	交付決定日から事業完了日又は3月31日まで	【補助事業者】 （1）市町村 （2）熊本県土地改良事業団体連合会 【事業実施主体】 （1）土地改良区 （2）熊本県土地改良事業団体連合会	（1）100分の50以内 （ただし、県補助率は、市町村補助額以内） （2）100分の100以内	補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
農地整備課	11　農業水利施設省エネルギー化推進事業	省エネルギー化及びコスト削減に取組む市町村及び土地改良区等が管理する下記に該当する施設の電気料金及び諸油脂費の高騰分の一部を補助する場合における当該補助に要する経費 (1)　国営造成施設及びその関連施設 (2)　維持管理に占める電気料金及び諸油脂費の割合が30%以上かつ200万円以上、又は、25%以上かつ 2,000 万円以上の施設管理者管理する施設 ただし、農業水利施設電気料金高騰対策事業の補助を受ける農業水利施設は対象外とする。	令和8年6月1日から令和8年9月 30 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業実施主体】 市町村又は土地改良区等	(1) 100分の70以内 (2) 100分の55以内	省エネルギー化推進計画の変更	有 （第9条第2項第2号該当）	否	無 （第19条第2号該当）	―
	12　農業水利施設電気料金高騰対策事業	土地改良区が管理する農業水利施設の電気料金及び諸油脂費の高騰分の一部を補助する場合における当該補助に要する経費 ただし、農業水利施設省エネルギー化推進事業の補助を受ける農業水利施設は対象外とする	令和8年6月1日から令和8年9月 30 日まで	【補助事業者】 市町村 【事業実施主体】 土地改良区	100分の50以内	補助金額の変更	有 （第9条第2項第2号該当）	要	無 （第19条第2号該当）	―